

令和6年11月18日
文 部 科 学 省
初等中等教育局参事官（高等学校担当）付
高校修学支援室

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の
一部を改正する省令案に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について、令和6年9月17日から令和6年10月16日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計3件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別 紙)

分 野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
様式第1号及び様式第1号の2の記載について	・様式には虚偽申請をした場合の罰則規定があるが、生徒が未成年である場合の手続きとして問題ないのか。保護者等の署名欄を設け、生徒等が未成年である場合の保護者等の同意を確認する必要があるのではないか。 ・今回の改正で提出することとなった「生計を維持する者の扶養誓約書等」の書式例がないことは不適切ではないか。 ・「2. 保護者等の収入の状況について」にある「生徒の生計をその収入により維持している者」とは、両親等が生徒の収入により生活しているということか。その場合、「生計を維持する者の扶養誓約書等」はどのように記載するのか。	・高等学校等就学支援金の受給資格は、高校生等有することとされていますが、高校生等の教育費を負担するのは、多くの場合保護者であると考えられることから、受給資格の認定は保護者等の収入によって行われることとなっています。高等学校等就学支援金の受給資格の申請は、受給権者である生徒本人が行うことから、生徒等が未成年でも保護者等の同意は必ずしも必要ありません。 ・「生計を維持する者の扶養誓約書等」の様式例は、省令に規定はありませんが、「高等学校等就学支援金事務処理要領 様式」の一つとして、都道府県等において任意に使用可能な様式例を文部科学省のホームページに示しており、本様式を利用いただくことを想定しています。 ・「生徒の生計をその収入により維持している者」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第1項第2号に規定する「当該生徒等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者」を指します（例えば、生徒等に親権者がひとりもおらず、生徒を祖父が養っている場合に、生徒等の生計維持をしている祖父が該当します。）このような生計維持者と生徒等との扶養関係を確認

	・留意事項の掲載順を整理すべきではないか。 ・高等学校等が個人情報の目的外利用をしないことを明記すべきではないか。	するために「生計を維持する者の扶養誓約書等」を提出していただくこととしています。 ・関連する項目を並べて記載するなど申請者にわかりやすい順としています。 ・高等学校等就学支援金の支給事務について記載している高等学校等就学支援金事務処理要領において、個人情報の取扱いについて留意するように示しています。
--	--	--

※このほか、今回の省令改正に関係しないご意見が2件ございました。